# 利用契約書

社会福祉法人 小樽育成院 デイサービスセンターみのり

1. 重要事項説明書 1P~10P

2. 利用契約書 11P~17P

3. 個人情報の使用に係る同意書 19P (情報収集・開示・提供同意書)

私は、指定地域密着型(第1号通所事業)通所介護事業所デイサービスセンターみのりの利用 開始にあたり、本書面に基づき上記事項の説明を行いました。

指定地域密着型(第1号通所事業)通所介護事業所 デイサービスセンターみのり

(説明者) 職名 管理者

氏名 石畑 昭充 印

# デイサービスセンターみのり重要事項説明書 【指定地域密着型(第1号通所事業)通所介護事業所】

本説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービス内容、契約されるにあたってご注意 いただきたいことを説明するものです。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援(要支援1・要支援2)」「要介護」と認定された方又は基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス事業対象者)が対象となります。

当業所は介護保険の指定を受けています。 (北海道指定 第 0192006070 号)

# ◇◆ 目 次 ◇◆

- 1. 事業者の概要
- 2. 事業の目的及び運営の方針
- 3. 事業所の概要と利用定員
- 4. 従業者の職種、員数及び職務内容
- 5. 営業日及び営業時間
- 6. サービスの内容
- 7. 利用料金等
- 8. サービス利用の中止
- 9. 通常の事業の実施地域
- 10. 苦情処理
- 11. 個人情報の保護及び秘密保持等
- 12. 衛生管理等
- 13. 事故発生、緊急時等の対応
- 14. 非常災害対策
- 15. 業務継続計画
- 16. 虐待防止のための取り組み
- 17. 地域との連携等
- 18. その他運営に関する重要事項

# 1. 事業者の概要

法人名	社会福祉法人小樽育成院				
法人所在地	〒048-2671 北海道小樽市オタモイ1丁目 20番 18号				
法人種別	社会福祉法人				
代表者氏名	理事長 山本 賢二				
電話·FAX番号	電話 : 0134-28-2500 FAX : 0134-26-2476				
設立年月日	昭和 27 年 5 月 23 日				

# 2. 事業の目的及び運営の方針

事業所の種類	指定地域密着型通所介護事業所					
	指定第1号通所事業所 指定番号 第0192006070号					
事業の目的	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送れるよ					
	う、介護保険法の理念に基づき、介護を必要とする高齢者に対し、					
	域密着型(第 1 号通所事業)通所介護事業サービスを通じて支援					
	します。					
事業所の名称	デイサービスセンターみのり					
管理者職氏名	管理者 石畑 昭充					
事業所の所在地	〒047-0034 北海道小樽市緑1丁目19番1号					
電話·FAX 番号	電話 : 0134-27-7721 FAX : 0134-22-6666					
事業の運営方針	本事業は、介護保険法の理念に基づくとともに、要介護状態となっ					
	た場合にもおいても、その利用者が可能な限りその居宅におい					
	て、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよ					
	う生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話					
	及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及					
	び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的					
	負担の軽減を図ることができるようにします。					
開設年月日	令和3年4月1日					

# 3. 事業所の概要と利用定員

# (1)事業所

建物	構造	鉄筋コンクリート造地上3階建	
<b>建</b> 物	延べ面積	781. 46 m²	
敷地面積		476. 88 m²	
<b>从</b>		種類	定 員
併設事業所		グループホームニューみのり	18名

# (2)利用定員

利用定員	15 人/日
------	--------

# 4. 従業者の職種、員数及び職務内容

職員の職種	員数	職務内容
管理者	1名(常勤兼務)	事業所の職員の管理及び指定地域密着型通所介護及
		び第1号通所事業の利用の申込みに係る調整、業務
		実施状況の把握その他の管理を一元的に行う
生活相談員	1名以上	利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等
		のサービス調整を行う
介護職員	1名以上	利用者の日常生活の支援を行う
看護職員	1名以上	利用者の健康管理、医療との連携支援を行う
機能訓練指導員	1名以上	要介護状態の軽減又は、悪化防止のために機能訓練を
		行う

<sup>※</sup>当事業所は第 1 号通所事業通と指定地域密着型通所介護事業を一体的に実施しているため、合計で表示しています。

# 5. 営業日及び営業時間

営業日	月 ~ 土 (祝祭日も営業)※			
受付時間	月~土	8時30分 ~ 17時30分		
サービス提供時間	月~土	9時30分 ~ 16時45分		

# ※ 日曜日定休

# 6. サービスの内容

<b>人業の中党</b>	松豊地林泰美刑区式会禁事が第1日区式事業のより以内の中京は			
介護の内容	指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業のサービスの内容は			
	下記の通りとなります。			
	1 日常生活上の援助			
	①排せつの介助			
	②移動の介助			
	③その他必要な身体の介助			
	2 入浴の介助			
	一般浴槽による入浴			
	3 機能訓練・レクリエーション			
	4 送迎			
	5 食事の提供			
	6 相談・助言			
	7 栄養改善サービスの提供			
	8 運動機能向上(介護予防)			

	9 栄養改善(介護予防)
	10 口腔機能向上(介護予防)
介護計画の作成	・指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業のサービスの開始
	に際し、利用者の心身の状態及びその置かれている環境を踏まえ
	て、個別に地域密着型通所介護計画及び第1号通所介護計画(以
	下、「介護計画」といいます。)を作成します。
	・介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該
	計画の内容について説明して同意を得ます。
	・利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するととも
	に、常にその実施状況についての評価を行います。

## 7. 利用料金等

#### <介護保険給付サービス>

本事業が提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料金は、介護報酬の告示上の額とし、利用者の負担する額はその1割~3割とします。

# ■地域密着型第1号通所事業(要支援1・要支援2の方)

			要支援2	要支援2	
		安义货1	(週1回の利用)	(週2回の利用)	
地域密着型第1号通所事業	1月	1,798 単位	3,621 単位	1,798 単位	
サービス提供体制強化加算	1月	24 単位	24 単位	48 単位	
サービス提供体制強化加算 : 1日 6単位					
介護職員処遇改善加算 : 所定単位数の 9.0%					

※総単位数に介護職員等処遇改善加算を加え、地域区分その他(10 円/単位)を乗じた合計 金額に負担割合証に応じた負担割合が利用者負担となります。

- ※下記に該当する場合は、料金が記載とは異なります。
- ・月途中で要支援・要介護認定の区分が変更となった場合
- ・同一月内で介護予防短期入所生活介護を利用された場合

当事業所は社会福祉法人による減免制度を実施しておりますので、生活困窮等でお困りの方はご相談ください。

#### ■地域密着型通所介護(要介護度1~5の方)

_ 0 // 1 _ 2 / 2 / / / / /	~	,					
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
地域密着型通所介護	1 日	753 単位	890 単位	1032 単位	1172 単位	1312 単位	
入浴介助加算 : 1 日 40 単位							
サービス提供体制強化加算 : 1日 6単位							

介護職員等処遇改善加算 : 所定単位数の 9.0%

※総単位数に介護職員等処遇改善加算を加え、地域区分その他(10 円/単位)を乗じた合計金額に負担割合証に応じた負担割合が利用者負担となります。

※送迎を行わない場合は、片道につき47単位をサービス利用料金から減算します。

## <介護保険給付外サービス(実費にて必要な費用)>

次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けます。

食材料費	1日 450円
複写物の交付	1 枚につき 10円
	※利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複
	写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。
日常生活上必要	<ul><li>おむつ代 50円</li></ul>
となる諸費用	・タオル代 50円
	※日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、ご負
	担いただくことが適当である費用をご負担いただきます。
レクリエーション	同意の上で材料費をご負担いただきます。
•趣味活動費	※希望により、レクリエーションに参加していただくことができます。

## <請求支払い方法>

利用料は、1 か月毎に計算し、請求いたしますので、毎月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

## ①窓口での現金支払

※月~土(祝日、年末年始を除く)の9:00~15:00の間に、窓口にご持参ください。

②下記指定口座への振込み

銀 行 名 北海道信用金庫 長橋支店 普通預金 4261941

しゃかいふくしほうじんおたるいくせいいん りじちょう やまもと けんじ 口座名義 社会福祉法人小樽育成院 理事長 山本 賢二

③郵便局口座からの引き落とし

※引き落し日は毎月20日(土日、祝日の場合は翌日)、再引き落しは毎月月末

※郵便口座からの引き落しを希望される方は、事前に申込が必要となります。

## 8. サービス利用の中止

利用者のご都合でサー	・利用日の当日8時30分までにご連絡いただいた場合、キャンセ
ビスを中止する場合	ル料は無料。
	・上記以外の場合、料金の 50%のキャンセル料がかかる場合もあ
	ります。
健康上の理由による中	・感染症及び体調不良の際はサービスの提供をお断りすることが
止の場合	あります。

・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変
更または中止すること があります。その場合、ご家族に連絡の上、
適切に対応します。
・利用中に体調が悪くなった場合、家族に連絡の上、適切に対応
します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等必要
な措置を講じます。

# 9. 通常の事業の実施地域

小樽市

# 10. 苦情申立・利用者等の意見を把握する体制・第三者による評価の実施状況等

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な処置を講じるものとします。

# (1) 苦情申立先

種類	内 容
	窓口担当者職氏名:管理者 石畑 昭充
みのり苦情相談窓口	受付窓口:月~土曜日 8:30 ~ 17:30
	※担当者が不在の場合は他の職員も受付します。
	外部委員:関口 由紀子 (社会福祉士)
	電話番号:0134-24-4731 (関口・鷲見法律事務所)
世体 扣款委員による妥分	外部委員:阪口 光男 (社会福祉法人後志報恩会 理事長)
苦情・相談委員による受付	電話番号:0134-51-5217 (社会福祉法人後志報恩会)
	外部委員:宮川 牧子 (小樽消費者協会 理事)
	電話番号:0134-31-3682 (小樽消費者協会)
小樽市役所	所 在 地:小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号
福祉保険部介護保険課	電話番号:0134-32-4111 (代表)
<b>油型水灰部</b>	受付期間:9:00 ~ 17:00 (月~金まで、祝日等除く)
国民健康保険団体連合会	所 在 地:札幌市中央区南 2 条西 14 丁目
介護サービス苦情相談窓	電話番号:011-231-5175 (直通)
り、一と人古情相談念口	FAX :011-233-2178
	受付期間:9:00 ~ 17:00 (月~金まで、祝日等除く)
	所 在 地:札幌市中央区北2条西7丁目1 かでる2・7
北海道福祉サービス運営	電話番号:011-204-6310 (代表)
適正化委員会	FAX :011-204-6311
	受付期間:9:00 ~ 17:00 (月~金まで、祝日等除く)

#### (2) 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

意見箱等利用者等	1. あり	取組内容	1階玄関前に「相談・要望・苦情」
の意見を把握する			に関する受付箱を設置していま
取組の状況			す。
	2. なし		
	結果の開示	あり	1 階玄関にて公表
第三者による評価	1. あり	実施日	
の実施状況		評価機関名称	
	2. なし		
	結果の開示		

#### 11. 個人情報の保護及び秘密保持等

個人情報(	り取扱い
-------	------

- ・本事業所の職員は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」等を遵守し適切な取り扱いに努め、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密及び情報の保持を厳守します。
- ・職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密及 び情報を漏らすことがないよう、職員ではなくなった後においても、こ れら秘密及び情報の保持を厳守するよう必要な処置を講じます。
- ・個人情報の利用に関しては、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて、あらかじめ別紙所定用紙にて利用者及び家族の同意を得てから利用します。

## 12. 衛生管理等

#### 衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとします。また、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③当該事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の 防止のための定期的(年2回以上)及び新規採用時の研修、定期 的(年2回以上)な訓練を実施する。

# 13. 事故発生、緊急時等の対応

種類	内 容
事故発生時の対応	介護サービスの提供時に介護上の事故が発生した場合又はそれに
	至る危険性がある場合は、速やかに主治医及び関係市町村、家族
	等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
緊急時の対応	利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速や
	かに主治医及び家族等への連絡を行う等、必要な処置を講じます。
損 害 賠 償	事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速
	やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同
	様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は
	過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌
	して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場
	合があります。
事故発生の防止	サービス提供にあたりリスクの把握に努め、改善を行います。
	発生した事故については、状況、原因の究明を行い、改善等の再
	発防止策に努めます。

<sup>※</sup>事故発生時及び緊急時の対応については、発生の状況及び対応について記録いたします。

# 14. 非常災害対策

非常災害対策	・非常災害が生じた場合、従業員は利用者の避難等の適切な処置
	を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経
	路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指
	揮を執ります。
	・非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を取り、避難
	訓練を行います。

# 15. 業務継続計画

業務継続計画	・事業所は感染症や災害が発生した発生した場合にあっても、利用
	者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常
	時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計
	画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ
	ます。
	・事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、
	必要な定期的(年2回以上)及び新規採用時の研修、定期的(年2
	階以上)な訓練を実施します。
	・事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて
	業務継続計画の変更を行います。

# 16. 身体的拘束等の適正化のための取り組み

身体拘束の原則	サービス提供にあたり、利用者や他の利用者等の生命又は身体を
	保護するため、緊急やむを得ない場合以外は身体的拘束その他利
	用者の行動を制限しません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合に
	は、速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理
	由及び一連の経過を利用者代理人に報告し記録を残します。
身体拘束を行う条件	緊急やむを得ない場合とは以下の要件を全て満たす場合に限られ
	ます。
	①利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる
	可能性が著しく高い場合
	②身体拘束以外に代替する介護方法がない場合
	③身体拘束が一時的なものである場合

# 17. 虐待防止のための取り組み

虐待防止	利用者の尊厳の保持・人格尊重が達成されるよう、下記の通り、虐
	待の防止に取り組みます。
	①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると
	ともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
	②虐待防止のための指針の整備
	③虐待を防止するための定期的(年2回以上)及び新規採用時の
	研修の実施
	④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
	また、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(入居者の家
	族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用
	者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

# 18. 地域との連携等

会議の目的	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基
	準」に基づき利用者が求める充実した生活と事業所の健全な運営を
	実現するため、地域住民、関係機関などからの要望、助言等を聞く
	機会として「デイサービスセンターみのり運営推進会議」(以下「会議」
	といいます。)を設置します。
会議の組織	①利用者及び家族
	②地域住民の代表
	③市職員又は地域包括支援センターの職員
	④地域密着型通所介護について知見を有する者

会議の開催	会議は、原則として、定例会議を年 2 回(1回/6 か月)開催します。					
	ただし、定例会議のほか、会議参加者などが必要と認めた場合は、					
	臨時会議を随時開催するものとします。					
会議の議題	・事業所における利用者の状況、サービス提供の状況					
	・事業所サービスの評価					
	・事業所サービスへの要望、助言など					
	・その他特に必要と認められた事項					
	・地域連携に関する検討					
記録の作成及び公表	会議の議事については、開催の都度出席者の発言の記録を作成す					
	るとともに、事業所内で閲覧できるようにします。					

# 19. その他運営に関する重要事項

施設・設備使用上の	・施設及び共用設備、敷地をその本来の用途に従って利用してくだ
注意	さい。
	・施設・設備を故意に壊したり、汚したりする場合は相当の代価をお
	支払いいただくか、自己負担により原状に復していただく場合があり
	ます。
喫煙	原則、敷地内は禁煙です。決められた場所でお願いします。
宗教·政治·営利活動	職員や他の利用者に対し、宗教活動及び政治活動、営利活動はご
	遠慮ください。

<sup>※</sup>この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとします。

# デイサービスセンターみのり利用契約書 【指定地域密着型(第1号通所事業)通所介護事業所】

## ◇◆目次◆◇

#### 第一章 総則

- 第1条 (契約の目的)
- 第2条(契約期間)
- 第3条(地域密着型通所介護計画及び第1号通所介護計画の決定・変更)
- 第4条(介護保険給付対象サービス)
- 第5条(介護保険給付対象外のサービス)

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第6条(サービス利用料金の支払い)
- 第7条(サービス利用の中止)
- 第8条 (利用料金の変更)

## 第三章 事業者の義務

- 第9条(事業者及びサービス従事者の義務)
- 第10条(個人情報の保護及び秘密保持等)

## 第四章 契約者の義務

第11条(契約者の施設利用上の注意義務等)

#### 第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

- 第12条(損害賠償責任)
- 第13条(損害賠償がなされない場合)

#### 第六章 契約の終了

- 第14条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
- 第15条(契約者からの中途解約)
- 第16条(契約者からの契約解除)
- 第17条(事業者からの契約解除)

## 第七章 その他

- 第18条(苦情処理)
- 第19条(協議事項)

指定地域密着型(第1号通所事業)通所介護の利用を希望する者(以下「契約者」という。)と 社会福祉法人小樽育成院(以下「事業者」という。)は、デイサービスセンターみのり(以下「事業 所」という。)において、事業者から提供される地域密着型(第1号通所事業)通所介護サービス 等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。) を締結します。

#### 第一章 総則

#### 第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第5条及び第6条に定める指定地域密着型(第1号通所事業)通所介護サービス(以下「サービス」という。)を提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、 別紙「地域密着型通所介護計画書」及び「第 1 号通所事業介護計画書」(以下「介護計画」とい う。)に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第 15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

#### 第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。 ただし、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合に は、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

#### 第3条(地域密着型通所介護計画及び第1号通所介護計画の決定・変更)

- 1 契約者のサービスの開始に際し、契約者の心身の状態及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成します。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容について説明して同意を得ます。
- 3 契約者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行います。

#### 第4条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話、栄養管理を提供するものとします。

#### 第5条(介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業者は、以下のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。 食事の提供
- 2 前項の他、事業者は、別に定めるところのサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第 2 項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

## 第6条(サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下、介護保険給付額という。)の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は要介護度に応じて第5条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。

ただし、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん 支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。)

- 3 第 5 条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は食事の提供にかかる費用とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる 諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 5 前 4 項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月 20 日までに支払うものとします。

#### 第7条(サービス利用の中止)

- 1 利用者は、事業者に対し地域密着型通所サービスの提供の当日、午前 8 時 30 分までに通知することにより、料金を負担することなくサービスを中止することができます。
- 2 利用者が、地域密着型通所サービスの提供の当日、午前 8 時 30 分までに通知することなくサービスが中止となった場合には、事業者は、利用者に対しキャンセル料を請求することができます。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、地域密着型通所サービスの提供が困難と判断した場合には、中止することができます。
- 4 事業者は、天候、感染症の発症等やむをえない理由がある時は、利用者及び利用者の家族に連絡したうえで、地域密着型通所サービスを中止することができます。

#### 第8条(利用料金の変更)

- 1 第5条に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第三章 事業者の義務

# 第9条(事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、主治医等と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する指定地域密着型(第 1 号通所事業)通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### 第10条(守秘義務等)

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、指定地域密着型(第 1 号通所事業)通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

#### 第四章 契約者の義務

#### 第 11 条(契約者の施設利用上の注意義務等)

1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

## 第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

#### 第12条(損害賠償責任)

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、契約者に過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と 認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### 第13条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の 各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ー 契約者が、契約締結時にその状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生 した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

#### 第六章 契約の終了

## 第14条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 15 条から第 17 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

## 第15条(契約者からの中途解約)

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の14日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - 一 第8条第3項により本契約を解約する場合
  - 二 契約者が入院した場合

#### 第16条(契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本 契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定地域密着型(第1号通 所事業)通所介護サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ 又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第 17 条(事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 契約者による、第6条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を 定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4 契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 5 契約者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

## 第七章 その他

## 第18条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な処置を講じるものとします。

## 第19条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他 諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

# 個人情報の使用に係る同意書(情報収集・開示・提供同意書)

社会福祉法人 小樽育成院 理事長 山本 賢二 様

私は、社会福祉法人小樽育成院 デイサービスセンターみのりが提供するサービスを受けるにあたり、私及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、収集することに同意します。

記

#### 1 利用期間

サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

#### 2 利用目的

- ①介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- ②利用者に関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報収集のため
- ③医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他 社会福祉団体等との連絡調整のため
- ④利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- ⑤利用者の利用する施設・事業所内のカンファレンスのため
- ⑥行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7)介護報酬請求その他請求に関すること
- ⑧その他サービス提供で必要な場合
- ⑨上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

#### 3 使用条件

- ①個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供に関わる目的以外に利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- ②個人情報を利用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

私は、本書面に基づいて、事業者から下記の事項について説明を受け、指定地域密着型 (第1号通所事業)通所介護サービスの提供開始に同意いたします。

	同意する		同意しない	
説 明 事 項	契約者	家族(代理人)	契約者	家族(代理人)
1. 重要事項説明書				
2. 利用契約書				

	同意する		同意しない	
説明事項	契約者	家族(代理人)	契約者	家族(代理人)
3. 個人情報の使用に係る同意書 (情報収集・開示・提供同意書)				

この契約の成立を証するために、この契約書 2 通を作成し、契約者及び事業者が記名押印の上、各自その1 通を保持するものとします。

令和 年 月 日 契 約 者 住 所 氏 名 印 署名代行理由 署名代行人 印(契約者との関係 家族(又は上記代理人等) 住 所 氏 名 印 (契約者との関係 ) 事 業 者 住 所 小樽市オタモイ1丁目 20番 18号 事業者名 社会福祉法人小樽育成院 代表者氏名 理事長 山本 賢二 印 印 印

印